

業務名：救急

もし、あなたが・家族が急病などになつたら

救急患者搬送業務とは

救急患者搬送業務とは、医療福祉の充実を図るため、救急患者が発生した場合において、家族等で対応できない場合に、患者を医療機関などに搬送することです。

なお、毎日（365日）の夜間と休日（土・日・祝祭日）の昼間は、救急搬送員が業務にあたります。

平日の昼間は、従来どおり役場総務課で対応しています。

※ 昼間とは、午前8時15分から午後5時00分までです。

注意事項

救急患者が発生した場合は、ふれあい診療所に連絡してから、診察を受けてください。

※ 電話連絡しないで来院したり、役場に直接電話していただいても対応できませんのでご注意ください。

病院への搬送は、原則家族や身内の方で対応してください。ただし、どうしても、家族や身内の方で対応できない場合は、その旨を医療機関にお伝えください。医師の指示により、救急搬送員が対応します。

診療時間以外や休日・夜間については、急病人などの患者さんのみを対象に診療を行いますので、急患以外での診察は、診察時間内にお願いします。

救急患者が発生したら

ふれあい診療所（892-2266）にご連絡ください。

① 家族で対応できない場合

医師の指示により搬送員が対応します。

② 家族で対応できる場合

患者を診療所に運んでください。